

# (社) 長野県建築士事務所協会定款

変更	昭和52年	6月4日	議決
	昭和53年	5月27日	議決
	昭和55年	5月26日	議決
	昭和57年	5月15日	議決
	昭和59年	5月26日	議決
	昭和62年	5月19日	議決
	平成11年	5月20日	議決
	平成14年	5月24日	議決
	平成15年	5月23日	議決
	平成17年	5月21日	議決
	平成19年	5月25日	議決
	平成20年	12月19日	議決

## 第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 この法人は、社団法人長野県建築士事務所協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野県長野市大字中御所字岡田124番地1に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決により長野県内の必要な地に支部を置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本会は、会員の協力によって、建築設計、工事監理等の業務の進歩改善と建築士事務所の健全な発展、会員の技術の進歩、品位の保持向上並びにその業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築設計、工事監理等の業務の進歩改善のために必要な調査研究
- (2) 建築士事務所運営のための指導助言及び援助
- (3) 機関誌の発行並びに文献、資料等の収集及びその活用
- (4) 建築技術の向上及び会員の品位高揚のための講習会、講演会等の開催
- (5) 建築行政の円滑な運営を図るために必要な協力活動
- (6) 建築に対する知識の普及その他広報活動
- (7) 建築物等の安全確保に関する調査研究及びその指導
- (8) 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- (9) 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決
- (10) 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修
- (11) 建築に対する建築主その他の関係者からの相談業務
- (12) 建築士法に基づき、長野県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- (13) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (会員の種類)

第6条 本会の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。

2 会員を分けて次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

正 会 員 長野県内に住所を有する建築士事務所の開設者

賛助会員 個人又は団体であつて、本会の事業に賛助するもの

#### (入会手続)

第7条 本会の会員となるには、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定めるところにより入会金及び会費を納入するものとする。

2 既納の入会金及び会費は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

#### (会員の権利の停止)

第9条 会員が、会費を4か月以上納入しないときは、理事会の議決を経て会員の権利を停止することができる。

#### (会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を失う。

(1) 本人からの退会の申し出があつたとき。

(2) 死亡し、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

#### (除 名)

第11条 会員が、本会の名誉をき損し、若しくは目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会において出席会員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合においては、総会において弁明する機会を与えなければならない。

### 第4章 役員、評議員、支部長、執行委員、名誉会長、顧問、相談役、参与及び事務局

#### (役員の種類及び員数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理 事 15人以上20人以内

監 事 3人

2 理事のうち、1人を会長とし、4人を副会長とし、2人を常任理事とし、2人を会計理事とする。

#### (役員職務)

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

2 会長は本会を統轄し、本会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 常任理事は、常務を処理する。

5 会計理事は会計を掌る。

第14条 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (役員選任)

第15条 理事及び監事は、総会の議決により選任する。この場合において、理事にあつては理事総数の2分の1、監事にあつては2人を限度として正会員のなかから選任することができるものとする。

2 会長、副会長、常任理事及び会計理事は、理事のなかから評議員会において推薦し、総会の議決により選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期が満了し、又は役員が辞任した場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(資格喪失による退任)

第17条 正会員から選任された理事又は監事が正会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

(役員解任)

第18条 役員解任については、第11条の規定を準用する。

(評議員)

第19条 本会に、評議員を置く。

2 評議員は、各支部に1人以上置くことができ、支部長の推薦により、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 評議員は、評議員会を組織し、必要な事項を審議する。

4 評議員任期は、2年とする。

5 評議員は、役員と兼ねることができない。

(支部長・執行委員)

第20条 支部に支部長を置き、その支部在住の正会員の互選により決定する。

2 支部長は支部を代表し、支部の会務を掌理するとともに、執行委員として執行委員会を組織し、必要な事項を審議する。

3 第16条及び第17条の規定は、支部長任期及び退任の場合に準用する。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第21条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 相談役及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

5 相談役は、会務の執行について相談に応ずる。

6 参与は、本会の業務運営の企画に参画する。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。

3 職員は、会長の定めた職務に従事する。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、総会、理事会、評議員会及び執行委員会の4種とする。

2 総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種とする。

3 通常総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会、理事会、評議員会及び執行委員会は随時必要なときにこれを開催する。

(会議の招集)

第24条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会員の5分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。

3 総会は、少なくとも期日の5日前までに、会議の日時及び場所並びに会議で議決すべき事項を示し

て、招集しなければならない。

(開会の定足数)

第25条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、これを開会することができない。

2 理事会、評議員会及び執行委員会は、理事、評議員又は執行委員の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

(会議の議長)

第26条 総会の議長は、その総会の出席正会員のなかから、これを選出する。

2 理事会、評議員会及び執行委員会の議長は、出席した理事、評議員又は執行委員のなかから会長がこれを指名する。

(議決)

第27条 会議の議事は、その会議を構成する会員、理事、評議員又は執行委員で、その会議に出席したものの過半数の同意をもってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(総会における書面又は代理人による表決)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の会員に表決を委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

(理事会、評議員会及び執行委員会における書面による表決)

第29条 会長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会、評議員会及び執行委員会に代えることができる。

(総会に付議すべき事項)

第30条 次に掲げる事項は、総会に付議する。

- (1) 事業計画の承認
  - (2) 収入支出予算及び収入支出決算の承認
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分に関する事項
  - (5) 理事会が必要と認めて提出した議案
  - (6) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項
- (理事会に付議すべき事項)

第31条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画
  - (2) 収入支出予算及び収入支出決算の承認に関する事案
  - (3) 定款変更に関する議案
  - (4) 諸規定の制定及び改廃
  - (5) 前号に掲げるもののほか、会長の付議した事項
- (評議員会及び執行委員会の権能)

第32条 評議員会は、理事の選任に係る事項を審議する。

2 執行委員会は、次に掲げるものを行う。

- (1) 理事会から付託された支部の事業に関する事項の審議
- (2) 支部から提案された意見の検討
- (3) 前号までに掲げるもののほか、会長が付議した事項の審議

3 評議員会及び執行委員会が議決した事項は、理事会に報告するものとする。

(委員会)

第33条 理事会は、会務の運営又は第5条に規定する事業遂行のため必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員の現在員数
- (3) 出席会員の数
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか出席会員のうちから選出された2人以上の会員が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定は、理事会、評議員会及び執行委員会の議事について準用する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

第36条 (削除)

(資産の管理者及びその方法)

第37条 本会の資産は、会長が管理しその管理方法は理事会の議決によりこれを定める。

2 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第39条 本会の毎年度の収入支出予算は、年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、年度開始から2か月以内に限り、前年度予算に準じて支出することができる。この場合において、当該収入支出は新たに成立した収入支出予算の収入支出とみなす。

(収支予算の区分)

第40条 本会の収入支出の予算は大科目と中科目に区分するものとする。

2 支出については大科目の間において相互に流用してはならない。ただし理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

(決算)

第41条 本会の収入支出決算は、年度終了後3か月以内に、年度末現在の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(収支差額の処分)

第42条 会計年度末に収支差額を生じたときは、翌年度に繰り越すか一部を積立金に積立てるものとする。

(特別会計)

第43条 本会は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第44条 この定款は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を経、かつ長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

### (解散)

第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、総会において出席会員の4分の3以上の同意を経、かつ長野県知事の許可を得たときは、解散する。

第46条 本会の解散の場合の残余財産は、総会の議決を経、長野県知事の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

### (施行規制)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、会長が定める。

#### 附 則

この定款は、昭和51年1月1日から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、知事の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の定款第12条並びに第15条第1項及び第2項の規定は昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成11年5月20日)

1 この定款の変更は、知事の認可のあった日から施行する。

2 認可申請において、行政庁の指示により条文の主旨に反しない字句の修正等は、理事会に一任する。

#### 附 則

この定款は、平成14年11月5日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成15年8月21日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成17年7月15日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成19年7月25日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成21年3月16日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成21年3月31日から施行する。